

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成29年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は4件で、前年からの繰越しはなく、4件のうち1件が終結（関与和解）し、3件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としているが、終結事件1件の処理日数は297日（約10月）であり、目標期間内に終結した。

平成29年中の終結事件の処理日数別の件数は、6月超～1年以内が1件であった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年						
		25	26	27	28	29		
係 属 事 件	前年からの繰越し	—	5(2)	2(1)	—	—		
	新規申立て	9(4)	5(4)	2(1)	4(3)	4(0)		
	合 計	9(4)	10(6)	4(2)	4(3)	4(0)		
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	1	—	—	1	—	
		和 解	無関与	1	1	1	1	—
			関 与	7	7	3	2	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
		一 部 救 済	—	—	—	—	—	
		棄 却	—	—	—	—	—	
		却 下	—	—	—	—	—	
	合 計		4	8	4	4	1	
	翌年への繰越し		5	2	0	0	3	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	3 3	—	—	7 7	—	
	和 解	無 関 与	6 5	1 2 2	2 4 4	1 8 4	—
		関 与	8 3	1 3 9	2 2 8	1 4 8	2 9 7
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
	一 部 救 済	—	—	—	—	—	
	棄 却	—	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	—	—	
総 平 均		6 2	1 3 7	2 3 2	1 3 9	2 9 7	

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法7条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
29 (不) 1	業種：公務 従業員数：1,425人	3	1 組合事務所を貸与すること 2 掲示板を使用させること 3 組合宛ての郵便物を取り次ぐこと	申立て 29.1.18 調査4(4)回 審問2(2)回 和解1(1)回	公 船越 労 山崎 使 平野 西村 熱田
29 (不) 2	業種：運輸業、郵便業 従業員数： 約200,000人	2	1 団体交渉の実施 2 謝罪文の手交及び掲示	申立て 29.3.6 調査4(4)回 和解2(2)回 関与和解(和解 協定29.12.27) (取下げ29.12.27) 297日	公 松田 労 本原 使 森 花澤 金田
29 (不) 3	業種：製造業 従業員数：75人	2	1 団体交渉の実施 2 謝罪文の掲示	申立て 29.6.28 調査3(3)回	公 村上 労 本原 使 平野 熱田 久保田
29 (不) 4	業種：教育、学習支援業 従業員数：約500人	1,2,3	1 定年後再雇用の雇用条件を利用して組合脱退工作をしないこと 2 組合員の再雇用に際し、非組合員と同等の条件で再雇用すること 3 団体交渉に誠実に応じること 4 謝罪文の手交及び掲示	申立て 29.8.2 調査2(2)回	公 金原 労 鈴木 使 森 西村 金田

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、29年中の実施回数を(□)回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。